

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則
岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課) 一
(人事課) 二

訓令

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令
岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課) 二
(人事課) 三

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十七号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二の項中「をいう」の下に、「以下同じ」を加え、第一号を削り、第二号を第一号とする。

別表第二精神保健福祉センター所長の部二の項を削り、同表中央子ども相談センター所長の部中二の項を削り、三の項を二の項とする。

別表第三情報科学芸術大学院大学長の部中一の項を二の項とし、同項の前に次のように加える。

一 職員の給与に関する事務

1 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則第五十七条の五の規定に限る。()の勤勉手当の成績率を決定すること。

別表第三国際園芸アカデミー学長の部に次のように加える。

二 職員の給与に関する事務

1 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則第五十七条の五の規定

により所属職員（教授、准教授、講師及び助教に限る。）の勤勉手当の成績率を決定すること。

別表第三森林文化アカデミー学長の部に次のように加える。

二 職員の給与に関する事務

1 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則第五十七条の五の規定により所属職員（教授、准教授、講師及び助教に限る。）の勤勉手当の成績率を決定すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十八号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項の表商工政策課の項中第十六号を第十七号とし、第四号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 産業の振興による地域の活性化に関すること。

第九条第五項の表商工政策課の部亜炭鉱廃坑対策室の項の前に次のように加える。

地域活性化戦略推進室

地域活性化戦略推進係

第九条第六項の表亜炭鉱廃坑対策室の項中「商工政策課の項第五号」を「商工政策課の項第六号」に改め、同項の前に次のように加える。

地域活性化戦略推進室

第二項の表商工政策課の項第四号に掲げる事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十号

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年十二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二五の項課長専決事項の欄中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第三人事課の表一の項中「職員の任用に関する規則」の下に「昭和三十一年人事委員会規則第五号」を加え、同表八の項副知事専決事項の欄第一号中「の勤勉手当」を「の規定による勤勉手当」に改め、同項部長専決事項の欄中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

7 規則第五十七条の五の規定による勤勉手当の成績率の決定（職員の任用に関する規則別表行政職の表本庁部長の欄、本庁次長の欄及び本庁課長の欄に掲げる職に相当する職にある職員を除く。）

附 則

この訓令は、平成二十八年十二月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第二十一号

庁中一般
各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年十二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一二の項所長決裁事項の欄第一号を削る。

附 則

この訓令は、平成二十八年十二月一日から施行する。

平成二十八年十二月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社